

検満水道メーター取替業務仕様書

この仕様書は、香川県広域水道企業団東讃ブロック統括センター（以下「東讃ブロック統括センター」という。）が委託する検満水道メーター（以下「メーター」という。）の取替業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。受託者は、契約に定めるもののほか、この仕様書に基づき、善良な管理者としての注意義務をもって委託業務を履行しなければならない。

1 業務要領

（1）業務区域及び対象者

水道メーター取付・取替・撤去伝票に従い、取替すること。

（2）取替期間

年12回以内とし、検針月翌月の1日から20日までを原則とする。

（3）メーター指針の読み方

旧メーター（取替前又は撤去前）は1m³未満を切り上げ、新メーター（取替後又は取付後）は1m³未満を切り上げるものとする。

（4）取替の対応及び報告

①取替メーター(旧メーター)の指針は1m³未満を切り上げ、

「水道メーター取付・取替・撤去伝票」の今回指針に記入する。

- ② 作業前に期間を取り、必ず水道使用者（以下「使用者」という。）宅に「水道量水器（水道メーター）の取替えについて」を、期間及び工事施工者を記入したうえポスト等へ投函する。
- ③ 取替作業の当日は使用者等へ声かけし、取替趣旨を説明したうえで敷地内に出入りすること。
- ④ メーター取替前に、必ずメーター周辺及びパイロットを確認し、漏水がないか確認すること。取替前に漏水を発見した場合は、東讃ブロック統括センター並びに使用者に連絡し、使用者立会の下で取替工事前の漏水であることを確認してもらうこと。使用者が不在の場合は、東讃ブロック統括センターの指示を仰ぐこと。
- ⑤ 取替完了後「水道メーター取替のお知らせ」を使用者へ渡す。また、取替不能な場合は、使用者等に説明すること。

（5）給水管の材質確認及びメーターの取替作業

- ① 一次側（止水栓側）及び二次側（メーター側）給水管の材質について、「水道メーター取付・取替・撤去伝票」へ記入すること。
- ② 取替作業は、メーター取替一覧表に記載されている検満年月までに必ず行う

ものとする。検定満期に近づいたメーターを取り外し、古いゴムパッキンを取り除き新規メーター側面の流れ方向及び目盛表示部の流れ方向を確認したのち、付属の新しいゴムパッキンを入れ取り付ける。取替後のメーターは、上流及び下流側双方の口へ新しいメーターについていたプラスチックキャップを取り付け、古いゴムパッキンを回収し、土等を極力落とした上で保管する。取替後のメーターは、水道メーター取付・取替・撤去伝票と合わせて東讃ブロック統括センターへ持参するものとする。

- ③ 取替が不可能であった場合は、理由等を水道メーター取付・取替・撤去伝票の備考欄に記入する。

(6) 注意事項

- ① メーターボックス内の土やごみは、きれいに取り除き、メーターや給水管に濁水等を流入させないようにすること。とりわけ、口径50mm以上のメーターの取替には、細心の注意を払うこと。
- ② 取替時の止水栓及び副栓の開閉には注意を払い、開け忘れがないようにすること。
- ③ 業務従事者は、作業にふさわしい服装や応対に常に心掛け、使用者等に不安や不快感を抱かせないようにすること。

2 情報の管理

受託者は、書類及び記録物等の汚損、亡失、盗難、流失等のおそれがないよう細心の注意を払って管理しなければならない。

3 事故報告

受託者は、業務中に事故があった場合は、直ちに措置を講ずるとともに、事故による被害状況、事故発生原因及び経過について、東讃ブロック統括センターに報告し、後日、速やかに報告書を提出すること。

4 損害賠償

受託者が委託業務を履行した際、受託者の故意又は重大な過失により使用者等に損害を与え、使用者等から東讃ブロック統括センターへ損害請求があったときは、東讃ブロック統括センターは受託者に賠償請求相当額を請求することができる。また、受託者が東讃ブロック統括センターに損害を与えたときも同様とする。

5 履行責務

受託者は、この仕様書に明記されていない事項については、東讃ブロック統括センターの指示を受けるほか、委託業務の性質上、当然必要なものについては、受託者の負担において履行しなければならない。